

# 仕 様 書

1 修繕名 谷塚浄水場次亜塩素酸ナトリウム移送管等修繕

2 修繕期間 契約締結の日から90日間

3 修繕場所 草加市谷塚上町447番地 谷塚浄水場

4 支払方法 業務完了払

## 5 修繕内容

### (1) 着水井側

- ・配管材 (HIVPΦ40 パイプ) 3.5m
- ・配管接続材 (ソケット等) 1式
- ・配管接続材 フランジ(5k)ボルトナット (HIVP 40A) 1組
- ・40A フランジパッキン (材質:次亜塩用ブチルゴム) 1式
- ・配管支持金物 (アンカー打設含む) 1式
- ・次亜塩素酸ナトリウム移送管撤去・新設 1式
- ・保温ラッキング直管 (SUS304) 3本
- ・保温ラッキング曲り (SUS304) 1個
- ・スチロールカバー直管 3本
- ・スチロールカバー曲り 1個
- ・ラッキング工費 1式

### (2) 次亜貯蔵室側

- ・400型浸透柵 (PP製) 1個
- ・400型レジコン蓋 1個
- ・配管材 (HIVPΦ40) 1式
- ・配管接続材 ソケット等 (HIVPΦ40) 1式
- ・砕石 (4号砕石・浸透シート) 1式
- ・掘削工 (0.3m<sup>3</sup>程度) 1式
- ・埋め戻し工 1式
- ・設置工 (配管・柵加工含む) 1式

### (3) その他

- ・その他修繕に必要なもの 1式
- ・発生材処分 1式

## 6 その他条件

- (1) 作業用電源 (100V 15A)はコンセントから、水道は給水栓から使用可能とする。
- (2) 発生土は場内に敷きならすものとする。

- (3) 次亜塩素酸ナトリウム移送設備は、2日間程度停止可能とする。ただし、小出槽及び注入設備は、稼働できるものとする。
- (4) 次亜塩素酸ナトリウム移送管等の修繕作業に当たっては、換気、保護具の着用、残液の処理等に十分注意すること。

7 その他

一般事項等は別紙のとおり。

- 8 問合せ先 草加市上下水道部水道施設課浄水場係  
電話 048(924)3807(直通)

# (別紙)

## 1 一般事項

### (1) 適用範囲

この仕様書は、草加市が発注する浄配水場施設修繕に適用する。なお、本一般事項に該当しない項目については監督員と協議すること。

### (2) 関係法令等の遵守

受注者は、関係法令及び関係官公署の許可条件を遵守し、修繕の円滑な進捗を図らなければならない。

### (3) 監督員

この仕様書中の「監督員」とは、草加市修繕請負契約約款第9条第2項に定める権限を有する者をいう。

### (4) 疑義の解釈

仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上これを処理するものとする。

### (5) 書類の提出

受注者は、指定の日までに発注者の定める様式による書類を提出しなければならない。

### (6) 官公署等に対する手続

修繕に必要な関係官公署等への手続は、あらかじめ監督員と打合せの上、受注者の負担で行うものとする。また、その経過について速やかに監督員に報告すること。

### (7) その他

ア 修繕仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書及び水道工事標準仕様書（設備工事編）の最新版を参照すること。

イ 適切な足場・保護具等を使用し、安全対策を十分に講じること。

ウ 修繕に関して発生した廃棄物は受注者が適正に処分すること。

エ 修繕に当たっては、草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力するものとする。

オ 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

カ 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

キ 受注者は、修繕の実施に際して人権を尊重するとともに、修繕に関わる者が人権に配慮することができるように努めること。

ク 労働安全衛生規則第612条の2第1項及び第2項に基づき、熱中症対策を実施すること。

## 2 修繕

### (1) 一般事項

受注者は、修繕を完成させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全等の監理を行うこと。

### (2) 現場付近の住民に対する説明

受注者は、修繕に先立ち監督員と協議の上、現場付近の住民に対し必要に応じて修繕の内容について説明を行い、十分な協力を得られるよう努めなければならない。

### (3) 修繕写真

ア 受注者は、修繕前、修繕中、修繕完成後の状況が対照できるように写真を撮影しなければならない。

イ 受注者は、修繕完成後に外部から明視できなくなる箇所の修繕状況、重要な修繕段階、出来形部分及び寸法等が確認できるように写真を撮影するとともにアルバムを整理し、修繕完成後監督員に提出しなければならない。

ウ 提出部数は1部とする。

### (4) 特許権等の使用

受注者は修繕に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するとき、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

### (5) 仮設物

受注者は修繕に必要な材料置場等の仮設物を設ける場合、設置位置概要その他について、監督員と協議し承諾を受けなければならない。

### (6) 軽微な変更

本修繕中、構造物、その他の関係で起こる機器の位置変更、配線経路変更等の軽微な変更は、承諾函を提出し、監督員の承諾を得て、受注者の責任において行わなければならない。

## 3 材料

### (1) 材料の規格

材料は、既設品と同等に適合した製品を使用しなければならない。

### (2) 材料の検査及び承諾

ア 材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。

また、使用前に承諾された材料でなければならない。

イ 材料検査に際して、受注者はこれらに立ち会わなければならない。立ち会わないときは、受注者は検査に対し異議を申し立てることはできない。

ウ 検査及び試験のため使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。

エ 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と取替え、再検査を受けなければならない。

#### 4 試験及び検査

- (1) 各種試験は原則として監督員立会いの上実施するものとする。
- (2) 修繕検査及び試運転は、発注者への納入品以外のものであってはならない。
- (3) 修繕完成後は監督員立会いの上、総合試験を実施するものとする。
- (4) 工場検査を省略された機器材料についても、監督員の指示したものについては、試験成績表を提出するものとする。
- (5) 試験に要する費用は全て受注者の負担とする。